



変なはがきが届いた!

事例

今日、自分あてに裁判所のような名前の機関から、総合消費料金未納分訴訟最終告知というはがきが届いた。管理番号が付与されているが、自分は全く身に覚えがない。裁判取り下げ期日として3日後の日付があり電話番号が書かれているが、どうしたらよいか。

回答

これは架空請求のはがきです。裁判所や公的機関のような紛らわしい名称を名乗っていますが、実在しません。仮に、実在の機関と名称が一致しても、勝手に名称を悪用しているだけです。はがきの内容は架空、つまり虚偽です。提訴されることはありませんので安心してください。

相手の目的は、はがきを讀んだ人を不安にさせ、慌てさせ、電話をかけさせることにあります。相手は何かの名簿を見て、同じ文面のはがきを無差別に送り付けています。はがきを見て電話をすることで、その情報は今も有効であることを相手に知らせることになります。つまり電話をかけることで、自身の住所・名

前・電話番号・性別・大体の年齢を知られることになり、また、相手に誘導されて高額をだまし取られる事例もあります。よって、最善の対処法は、何もしないことです。しかし、架空請求の手口は日々変化し、巧妙になっているので、ご自身で架空請求かどうかを判断するのは難しいと思います。これまで、封書による架空請求、きりの文様が背景に印刷されたはがき等の事例が確認されています。封書で来ると「はがきじゃないから本物かも」、きりの文様が印刷されていると「政府が関与しているのかも」と誤解し、電話していただくことを狙っていると思われる。架空請求と本物の訴状の見分け方を説明します。本物の訴状は、実在の裁判所から届くのはもちろんですが、特別送達という書留の一種で届き、受け取りにサインまたは押印が必要で、訴状が普通郵便でポストに投函されることはありません。迷ったときはこれも判断材料のひとつとしてください。

いずれにしても、不安に思ったらお気軽に消費生活相談室に相談してください。



固定資産税の減額制度

耐震改修工事に伴う減額

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分)の固定資産税(家屋分)を申告により、2分の1(長期優良住宅は3分の2)減額します。

省エネ改修工事に伴う減額

一定の要件を満たす省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)をした住宅の翌年度分の固定資産税(家屋分)を申告により、3分の1減額します。

長期優良住宅建築に伴う減額

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分(建築確認申請書

で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分)の固定資産税(家屋分)を減額します。

申告期限新築した年の翌年の1月31日まで

他長期優良住宅の認定については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(042-464-2154)にお問い合わせください

申請書記布場所資産税課

市役所第二庁舎3階、市ホームページ

注意事項新築軽減など他の減額措置と同時に適用はできません(バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません)他要件等詳しくはお問い合わせください

申請書の提出に必要事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課家屋係

042-387-9821へ

その他の住宅改修を支援する制度

木造住宅耐震改修助成金 〓まちづくり推進課住宅係 〓042-387-9861

重度の下肢・体幹機能障がい等がある方への住宅設備改善支援

〓自立生活支援課相談支援係 〓042-387-9841

Table with columns: 相談名, とき, ところ・問合先. Rows include: 市民相談, 外国人相談, 法律相談, 税務相談, 人権・身の上相談, 建築・登記・表示登記相談, 行政相談, 相続等暮らしの書類作成相談, 交通事故相談, 年金・労務・成年後見制度相談, 女性総合相談, ひとり親・女性相談, 教育相談, 消費生活相談, 労働相談, 高齢者介護相談, 高齢者向け住宅改修相談, 木造住宅耐震相談, シルバー人材センター入会相談, 福祉サービス苦情・相談, 創業相談店舗・事務所物件探し相談, 生活困窮者自立相談, ひきこもり相談.

7月の相談日

お気軽にご相談ください